

さいたま市告示第1009号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年6月17日

さいたま市長 清水 勇人

1 名称

北浦和東部自治会

2 変更した事項

代表者の氏名及び住所

山田 肇

さいたま市浦和区北浦和2丁目3番3号

3 変更新月日

令和7年5月18日